

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成29年2月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600138号

厚生局事案番号 : 北海道(国)第1600014号

第1 結論

昭和48年8月から昭和50年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年8月から昭和50年1月まで

昭和48年8月20日に、それまで勤めていた会社を退職したことから、翌日にA市役所で厚生年金保険から国民年金に切り替える手続を行おうとしたところ、同市役所では手続ができないため、B社会保険事務所(当時)に行くよう指示された。当時、A市C区に住んでおり、自宅近くに同社会保険事務所があったため、同日、A市役所から帰宅する途中に同社会保険事務所に寄り、加入手続を行った。その後、自宅に送付された納付書により、同社会保険事務所で国民年金保険料を納付していたが、年金記録では、請求期間が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和48年8月21日にB社会保険事務所において国民年金の加入手続を行った後、10日以内に、1年を4期に分けて国民年金保険料を納付する様式の納付書が送付され、この納付書により、同社会保険事務所で保険料を納付していたと具体的に主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者資格取得状況調査及び国民年金被保険者台帳管理簿により、A市D区において、昭和51年9月に払い出されたものと推認できる上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、これらの事実は、請求者の主張内容

と相違している。

また、上記事実について、請求者は、請求期間に国民年金手帳は交付されておらず、請求期間後の昭和 51 年 9 月頃に、A 市 D 区役所で 2 回目の国民年金の加入手続を行った際に交付されたと主張しているものの、請求期間当時、請求者が初めて国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出されず、国民年金手帳も交付されなかったと考えるのは不自然である上、日本年金機構及び A 市は、国民年金手帳記号番号が払い出されていない者に対し、国民年金保険料の納付書を作成し、送付することは考え難いと回答している。

さらに、日本年金機構は、請求期間当時、いずれの社会保険事務所においても、現年度保険料を納付することはできなかったと回答しており、請求者の主張内容と符合しない上、請求者が保険料を納付したとする B 社会保険事務所は、請求期間当時、A 市内に在住する被保険者に係る国民年金事務を行っていなかったことから、過年度保険料についても、同社会保険事務所において納付することはできない。

加えて、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 51 年 9 月の時点では、請求期間のうち昭和 48 年 8 月から昭和 49 年 6 月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができず、また、請求期間のうち昭和 49 年 7 月から昭和 51 年 1 月までの期間の保険料については、過年度納付が可能であったが、請求者は、保険料を遡って納付した記憶はないとしている上、オンライン記録と同様に、A 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金過年度納付記録簿においても、請求者が請求期間の保険料を納付した記録はない。

その上、請求者は、国民年金の加入手続を行うよう助言してくれたとする姉（四女）及び請求期間当時に請求者が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたことを知っているとする姉（六女）の名前を挙げているが、両人からは、請求者が請求期間当時に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600192号

厚生局事案番号 : 北海道(国)第1600015号

第1 結論

昭和51年4月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年4月から昭和53年3月まで

私が20歳になった時から、亡くなった父が私の国民年金保険料を納付していたと母から聞いているが、請求期間の国民年金の加入記録及び保険料納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする請求者の父親は既に死亡しており、請求者自身は請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、国民年金被保険者台帳管理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号はA市を管轄するB社会保険事務所(当時)において、昭和54年5月17日に払い出されていることが確認でき、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、同年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、請求者の父親は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと判断できる。

さらに、請求者は、「父は私の国民年金保険料をA市役所の窓口、C農業協同組合(現在は、D農業協同組合)の組合員勘定又は郵便局のいずれかで納付していた

と思う。」としていることから、請求者の国民年金保険料の納付状況について、A市、D農業協同組合及び(株)ゆうちょ銀行E貯金事務センターに照会したが、請求者の請求期間における保険料が納付されていたことをうかがわせる資料及び回答は得られなかった。

このほか、請求者の父親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。